



# 島根県報

令和5年12月28日（木）

号外 第 145 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	（ 税 務 課 ）	2
島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	（    ”    ）	15
島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則	（    ”    ）	19

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第63号）

#### 1 規則の概要

- (1) 所得税法等の一部を改正する法律の施行により、滞納処分のための財産の調査に係る徴税吏員の権限が拡大されたことに伴う規定の整備（第2条関係）
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う規定及び様式の整備（第36条・第40条・第45条・第60条・第75条の3・第76条の5・第90号の3様式—第90号の5様式・第104号様式・第122号様式・第147号様式・第148号様式・第155号様式関係）
- (3) その他規定の整備

#### 2 施行期日

この規則は、令和6年1月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、公布の日から施行することとした。

### ◇島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第64号）

#### 1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う様式の整備（第3号様式関係）

#### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行することとした。

### ◇島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第65号）

#### 1 規則の概要

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う様式の整備（第17号様式関係）

#### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第63号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「検査」の次に「、提示若しくは提出の要求」を加える。

第36条の表第11号中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改め、同表第12号中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改め、同表第13号中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第40条の表第1号中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第45条の表第3号中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第60条第3項の表第3号中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第75条の3の表第15号中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第76条の5第3項の表第4号中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

第80条の2及び附則第11項第2号中「島根県広域バス路線維持費補助金」を「島根県地域間準幹線系統確保維持費補助

金」に改める。

第90号の3様式中

9	地方税法第71条の15第1項の規定による。
10	地方税法第71条の15第2項の規定による。
11	地方税法第71条の15第3項の規定による。

を

に、

9	地方税法第71条の14第6項の規定による。
10	地方税法第71条の15第1項の規定による。
11	地方税法第71条の15第2項の規定による。
12	地方税法第71条の15第3項の規定による。

区 分	更正（決定）額	既に納入の確定した額	過不足額
-----	---------	------------	------

を

区 分	更正（決定）額又は 加算後累積納入税額	既に納入の確定した額 又は累積納入税額	過不足額
-----	------------------------	------------------------	------

に、

対象不足金額	を	対象税額	に、
加算金（％）①		加算金額（％）①	
加算対象金額		加算対象金額	
加算金（％）②		加算金額（％）②	

対象基本税額				
加算金（％）③				
加算対象税額				
加算金（％）④				
計（③+④）			C	

を

対象税額				
加算金額（％）③				
加算対象金額				
加算金額（％）④				
加算対象金額				
加算金額（％）⑤				

に、

加算対象金額									
加算金額(%)⑥									
計(③+④+⑤+⑥)								C	

「

基本税額
加算金(%)

を「

対象税額
加算金額(%)

に改める。」

第90号の4様式中  

10	地方税法第71条の36第1項の規定による。
11	地方税法第71条の36第2項の規定による。
12	地方税法第71条の36第3項の規定による。

を

「

10	地方税法第71条の35第7項の規定による。
11	地方税法第71条の36第1項の規定による。
12	地方税法第71条の36第2項の規定による。
13	地方税法第71条の36第3項の規定による。

に、

区	分	更正(決定)額	既に納入の確定した額	過不足額
---	---	---------	------------	------

を

区	分	更正(決定)額又は 加算後累積納入税額	既に納入の確定した額 又は累積納入税額	過不足額
---	---	------------------------	------------------------	------

に、

「

対象不足金額
加算金(%)①
加算対象金額
加算金(%)②

を「

対象税額
加算金額(%)①
加算対象金額
加算金額(%)②

に、

対象基本税額				
加算金(%)③				
加算対象税額				
加算金(%)④				
計(③+④)				C

対 象 税 額			
加算金額 ( %) ③			
加 算 対 象 金 額			
加算金額 ( %) ④			
加 算 対 象 金 額			
加算金額 ( %) ⑤			
加 算 対 象 金 額			
加算金額 ( %) ⑥			
計 (③+④+⑤+⑥)			C

に、

基 本 税 額	を	対 象 税 額	に改める。
加 算 金 ( % )		加 算 金 額 ( % )	

第90号の5様式中

10	地方税法第71条の56第1項の規定による。
11	地方税法第71条の56第2項の規定による。
12	地方税法第71条の56第3項の規定による。

を

10	地方税法第71条の55第7項の規定による。
11	地方税法第71条の56第1項の規定による。
12	地方税法第71条の56第2項の規定による。
13	地方税法第71条の56第3項の規定による。

に、

区	分	更正 ( 決 定 ) 額	既に納入の確定した額	過 不 足 額
---	---	--------------	------------	---------

を

区	分	更正 ( 決 定 ) 額又は 加算後累積納入税額	既に納入の確定した額 又は累積納入税額	過 不 足 額
---	---	-----------------------------	------------------------	---------

に、

対 象 不 足 金 額	を	対 象 税 額	に、
加算金 ( %) ①		加算金額 ( %) ①	
加 算 対 象 金 額		加 算 対 象 金 額	
加算金 ( %) ②		加算金額 ( %) ②	

「

対 象 基 本 税 額			
加 算 金 ( % ) ③			
加 算 対 象 税 額			
加 算 金 ( % ) ④			
計 (③+④)			C

を

」

「

対 象 税 額			
加 算 金 額 ( % ) ③			
加 算 対 象 金 額			
加 算 金 額 ( % ) ④			
加 算 対 象 金 額			
加 算 金 額 ( % ) ⑤			
加 算 対 象 金 額			
加 算 金 額 ( % ) ⑥			
計 (③+④+⑤+⑥)			C

に、

」

「

基 本 税 額
加 算 金 ( % )

を

「

対 象 税 額
加 算 金 額 ( % )

に改める。

」

「9 地方税法第74条の24第1項の規定による。

第104号様式表面中 10 地方税法第74条の24第2項の規定による。 を

11 地方税法第74条の24第3項の規定による。」

「9 地方税法第74条の23第6項の規定に

10 地方税法第74条の24第1項の規定に

11 地方税法第74条の24第2項の規定に

12 地方税法第74条の24第3項の規定に

よる。

よる。

に改める。

よる。

よる。」

第122号様式を次のように改める。

第122号様式（第60条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



ゴルフ場利用税更正（決定）通知書

次のとおり課税標準の総数及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入（納付）してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

納入（納付）すべき額 ① + ② + ③ + ④		円	納 期 限	年 月 日
年 度		年 月 分	徴 収 番 号	
申 告 書 提 出 期 限		年 月 日	申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日

区 分		更正（決定）額又は 加算後累積納入税額	既に納入の確定した額 又は累積納入税額	過 不 足 額	
税 額 等	課税標準の総数 (利用者の総数)	人	人	人	
	税 額 ( % )	円	円	① 円	
加 算 金	過 少 申 告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
		加算金額 ( % )			
		加算金 計		②	
	不申告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
加算金額 ( % )					
加算対象金額					
加算金 計			③		
重 加算金	対 象 税 額				
	加算金額 ( % )			④	

更正（決定） の 理 由	地方税法第 条の 第 項の規定による。
-----------------	---------------------

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

## 延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税} \right. \\ & \quad \left. \text{額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}{365} + 0.146 \right. \\ & \times \left. \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\} \end{aligned}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算して下さい。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第147号様式中

「

区 分	更正（決定）額	既に納入（納付）の確定した額	過 不 足 額
-----	---------	----------------	---------

を

」

「

区 分	更正（決定）額又は 加算後累積税額	既に納入（納付）の確定した額 又は累積税額	過 不 足 額
-----	----------------------	--------------------------	---------

に、

」

対象不足金額	を	対 象 税 額	に、
加算金（％）		加算金額（％）	
加算対象金額		加算対象金額	
加算金（％）		加算金額（％）	

」

」

「

対象基本税額			
加算金（％）			
加算対象税額			
加算金（％）			

を

」

「

対 象 税 額			
加算金額（％）			
加算対象金額			
加算金額（％）			
加算対象金額			
加算金額（％）			
加算対象金額			
加算金額（％）			

に、

」

「

基本税額	を	対 象 税 額	に、
加算金（％）		加算金額（％）	

」

」

- 「9 地方税法第144条の48第1項の規定による。  
10 地方税法第144条の48第2項の規定による。 を  
11 地方税法第144条の48第3項の規定による。」
- 「9 地方税法第144条の47第6項の規定による。  
10 地方税法第144条の48第1項の規定による。 に改め  
11 地方税法第144条の48第2項の規定による。  
12 地方税法第144条の48第3項の規定による。」

る。

- 「9 地方税法第144条の48第1項の規定による。  
第148号様式中 10 地方税法第144条の48第2項の規定による。 を  
11 地方税法第144条の48第3項の規定による。」
- 「9 地方税法第144条の47第6項の規定  
10 地方税法第144条の48第1項の規定  
11 地方税法第144条の48第2項の規定  
12 地方税法第144条の48第3項の規定

による。

による。

に改める。

による。

による。」

第155号様式を次のように改める。

第155号様式（第76条の5関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



自動車税環境性能割更正（決定）通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

納 付 す べ き 額 ① + ② + ③ + ④		円	納 期 限	年 月 日
年 度		登 録 番 号		
申 告 書 提 出 期 限	年 月 日	申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日	

区 分		更正（決定）額又は 加算後累積納付税額	既に納付の確定した額 又は累積納付税額	過 不 足 額	
税 額 等	課 税 標 準 額	円	円	円	
	税 額 ( % )		円	①	
加 算 金	過 少 申 告 加 算 金	対 象 税 額			
		加 算 金 額 ( % )			
		加 算 対 象 金 額			
		加 算 金 額 ( % )			
		加 算 金 計		②	
	不 申 告 加 算 金	対 象 税 額			
		加 算 金 額 ( % )			
		加 算 対 象 金 額			
		加 算 金 額 ( % )			
		加 算 対 象 金 額			
加 算 金 額 ( % )					
加 算 金 計				③	
重 加 算 金	対 象 税 額				
	加 算 金 額 ( % )			④	

更正（決定） の 理 由	1 地方税法第168条第 項の規定による。 2 地方税法第171条第 項の規定による。 3 地方税法第172条第 項の規定による。
-----------------	---

**不服申立ての方法等**

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

## 延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税} \right. \\ & \quad \left. \text{額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}{365} + 0.146 \right. \\ & \times \left. \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\} \end{aligned}$$

2 0.146（年14.6%の割合）及び0.073（年7.3%の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6%の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合、0.073（年7.3%の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超えるときは、年7.3%の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算して下さい。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第80条の2及び附則第11項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車税の種別割に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（次項において「新規則」という。）第80条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(自動車税の環境性能割に関する経過措置)

- 3 新規則附則第11項の規定は、令和4年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

---

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第64号**

島根県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県核燃料税条例施行規則（令和2年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



核燃料税 価額割 出力割 更正 (決定) 通知書

次のとおり課税標準及び税額の更正 (決定) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

納 付 す べ き 額 ① + ② + ③ + ④	円	納 期 限	年 月 日
発電用原子炉の所在地及び名称			
発電用原子炉への核燃料の挿入年月日	年 月 日	(条例第4条第2項第 号該当)	
課 税 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日

区 分		更正 (決定) 額又は 加算後累積税額	既に納付の確定した額 又は累積税額	過 不 足 額	
税 額 等	課税標準額又は 課税標準たる熱出力	千円・千kW			
	税 額 ( % )	円	円	① 円	
加 算 金	過 少 申 告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
		加算金額 ( % )			
		加算金 計			②
	不申告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
		加算金額 ( % )			
		加算対象金額			
	加算金 計			③	
	重 加算金	対 象 税 額			
加算金額 ( % )				④	

更正（決定） の 理 由	地方税法第 条の 第 項の規定による。
-----------------	---------------------

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

## 延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ \begin{array}{l} 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税} \\ \text{額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)} \\ 365 \end{array} \right. + 0.146$$

$$\times \left. \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6％の割合）及び0.073（年7.3％の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1％の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6％の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合、0.073（年7.3％の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超えるときは、年7.3％の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算して下さい。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

**附 則**

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

---

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第65号**

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業廃棄物減量税条例施行規則（令和2年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



産業廃棄物減量税更正（決定）通知書

次のとおり課税標準たる重量及び税額の更正（決定）並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入（納付）してください。不足金額に対する延滞金の計算方法は、別紙のとおりです。

納入（納付）すべき額 ① + ② + ③ + ④	円	納期限	年 月 日
更正（決定）対象	年 月から 年 月まで	徴収番号	
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日

区 分		更正（決定）額又は 加算後累積税額	既に納入（納付）の確 定した額又は累積税額	過不足額	
税 額 等	課税標準たる重量	トン	トン		
	税 額（ % ）	円	円	① 円	
加 算 金	過 少 申 告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額（ % ）			
		加算対象金額			
		加算金額（ % ）			
		加算金 計		②	
	不申告 加算金	対 象 税 額			
		加算金額（ % ）			
		加算対象金額			
		加算金額（ % ）			
		加算金 計		③	
重 加算金	対 象 税 額				
	加算金額（ % ）			④	

更正（決定） の 理 由	地方税法第 条の 第 項の規定による。
-----------------	---------------------

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

## 延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算して下さい。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入（納付）される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 (A)}}{365} + 0.146 \right. \\ \left. \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入（納付）の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.146（年14.6％の割合）及び0.073（年7.3％の割合）は、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1％の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、0.146（年14.6％の割合）にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合、0.073（年7.3％の割合）にあつては当該延滞金特例基準割合に年1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超えるときは、年7.3％の割合）になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

**附 則**

この規則は、令和6年1月1日から施行する。